2 償却資産の価格等に関する調 ① 合 計 (1) 全 国 計

																						· · ·	۲. ۱۱۱/
																		課税標準	額	の	内	訳	
	種					類	Ą		決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(1)	以	外	Ø	₹ Ø (□)
市	構			築				物			18,075,4	90,376			17,5	59,851	,744	394,833,820			1	7,165,	,017,924
	機	械		及	び	装	長	置			41,391,4	92,390			40,4	63,401	1,875	801,217,170			3	9,662,	184,705
長が	船							舶			394,1	35,599			2	25,504	1,463	141,398,112				84,	,106,351
が価格等を決定したも	航			空				機			25,0	85,579				24,760),700	649,758				24,	,110,942
寺を決	車	両及び運搬						具			471,5	82,488			4	62,367	7,717	7,362,737				455,	,004,980
定し	工	具・器具及び備						品品			17,179,7	55,903			17,1	37,510),043	84,402,448			1	7,053,	.107,595
	調	整整						額			1,8	47,262				1,847	7,262	_				1,	,847,262
0	小	쌀 計						(>)			77,539,3	89,597			75,8	75,243	3,804	1,429,864,045			7	4,445,	379,759
法関第	総務	大臣が価格等を決定し、配分したも						50			43,138,5	69,685			37,2	30,658	3,789	_					_
法関第三八	道府	県知事な	!知事が価格等を決定し、配分したも								2,288,4	46,453			1,8	00,414	1,251	_					-
九 条係	小			計				(二)			45,427,0	16,138			39,0	31,073	3,040	-					-
法第7	743 条 定した							各等 (ホ)			336,0	29,362			3	30,391	1,423	_					_
合				計		(1)) + (二) -	ト(壮)			123,302,4	35,097			115,2	36,708	3,267	_					-
同上内訳	市	町	7	村	分	Ø,)	額				-			114,5	55,776	5,203	_					-
内訳	道	府	ļ	県	分	Ø,)	額				-			6	80,932	2,064	_					-

(2) 大都市計

																						(. 十円)
																		課税標準	額の	D F	勺	訳	
	種						類		決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(A) J	以 ′	外	の	も <i>の</i> (ロ)
市	構			築				物			5,973,76	66,973			5,8	48,626	5,599	99,036,683			5	5,749,5	589,916
町	機	械	j,	及	び		装	置			6,926,33	19,729			6,6	43,612	2,496	280,810,833			6	5,362,8	801,663
町村長が	船							舶			92,20)5,797				58,048	3,610	32,593,537				25,4	455,073
価格等を決定し	航			空				機			6,3]	19,117				6,291	,075	56,084				6,2	234,991
寺を油	車	両	及	び	j	運	搬	具			105,72	28,701			1	00,683	3,407	3,506,682				97,	176,725
定し	工							品			6,395,07	71,095			6,3	71,774	,234	64,424,286			6	5,307,3	349,948
たも	調	調整						額			1,50	9,984				1,509	,984	-				1,5	509,984
0	小							(11)			19,500,92	21,396			19,0	30,546	5,405	480,428,105			18	3,550,	118,300
法関第	総務	総務大臣が価格等を決定し、配分した						こもの			8,838,60	03,085			7,8	35,992	2,202	_					_
第三八	道府	直府県知事が価格等を決定し、配分したも						たもの			271,11	15,747			2	40,897	,651	_					_
九条係	小							(二)			9,109,71	18,832			8,0	76,889	,853	_					_
法第7を決定	743 条 定した							西格等 (ホ)				-					-	_					-
合		計 (/ \) + (二) +									28,610,64	10,228			27,1	07,436	5,258	_					-
同上	市	町	₹	寸	分		の	額				-			27,1	07,436	5,258	_					-
上内訳	道	府	ļ	県	分		の	額				-					-	-					-

																						平世	:十円)
																		課税標準	額の) p	1	沢	
	種						類		決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(1) J	以 多	1	の	も (ロ)
市	構			築				物			10,060,8	61,752			9,7	48,844	1,678	215,491,526			9,	533,3	53,152
町	機	械	-	及	び		装	置			28,434,4	67,406			27,8	79,516	5,937	424,512,089			27,	455,0	04,848
長が	船							舶			230,3	80,547			1	28,392	2,256	81,407,196				46,9	85,060
町村長が価格等を決定し	航			空				機			14,5	19,052				14,510),559	16,986				14,4	93,573
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	車	両	及	び	į	運	搬	具			292,1	23,888			2	88,080),941	3,766,788				284,3	14,153
定し	工	具・	器	具	及	び	備	口口			9,368,5	07,702			9,3	56,146	5,070	15,170,960			9,	340,9	75,110
たも	調										3	37,277				337	7,277	_				3	37,277
0	小	小 計									48,401,1	97,624			47,4	15,828	3,718	740,365,545			46,	675,4	63,173
法関第	総務	総務大臣が価格等を決定し、配分したも						こもの			24,294,6	65,459			20,7	56,232	2,886	_					-
第三八	道府	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの						たもの			1,214,4	74,425			8	80,589	9,479	_					-
九条係	小							(=)			25,509,1	39,884			21,6	36,822	2,365	_					-
法第7	743条 Eした	43条第1項の規定により道府県知事が価格等したもの は										-					-	_					-
合		清 † (ハ) + (二) + (73,910,3	37,508			69,0	52,651	1,083	_					-
同上	市	町	7	村	分		の	額				-			68,9	63,654	1,954	_					-
上内訳	道	府	ļ	具	分		の	額				-				88,996	5,129	_					-

(4) 町 村 計

																				(1	1-22-	1 17)
																	課税標準	額の)内	訳		
	種					類		決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(1) 1	人 外	· 0	ŧ	Ø) (D)
市	構			築			物			2,040,8	61,651			1,9	62,38	0,467	80,305,611			1,88	2,074,	,856
町村長	機	械	-	及	び	装	置			6,030,7	05,255			5,9	40,27	2,442	95,894,248			5,84	4,378,	,194
長が	船						舶			71,5	49,255				39,06	3,597	27,397,379			1	1,666,	,218
が価格等を決定したも	航			空			機			4,2	47,410				3,95	9,066	576,688				3,382,	,378
寺を油	車	両	及	び	運	搬	」 具			73,7	29,899				73,60	3,369	89,267			7	3,514,	,102
に定し	工	具 ·	器	具	及	び	備 品			1,416,1	77,106			1,4	09,58	9,739	4,807,202			1,40	4,782,	,537
	調			整			額				1					1	_					1
0	小			計			(23)			9,637,2	70,577			9,4	28,86	8,681	209,070,395			9,21	9,798,	,286
法関第	総務	大臣が	価格等	り かんりゅう かんりゅう かんりゅう かんりゅう かんしゅう かんしゅ かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅ しゅんしゅ しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅ	定し、	配分し	たもの			10,005,3	01,141			8,6	38,43	3,701	_					-
法関第三八	道府	県知事を	が価格	各等を決	夬定し、	配分	したもの			802,8	56,281			6	78,92	7,121	_					-
九条係	小			計			(二)			10,808,1	57,422			9,3	17,36	0,822	_					-
法第7	743 条 Eした	第1項の もの	規定	により	道府県	知事が	ド価格等 (ホ)			336,0	29,362			3	30,39	1,423	_					-
合				計		(11) +	- (二) + (卦)			20,781,4	57,361			19,0	76,62	0,926	_					-
同上内訳	市	町	7	村	分	の	額				-			18,4	84,68	4,991	_					-
内訳	道	府	ļ		分	Ø	額				_			5	91,93	5,935	_					-

② 個 人 (1) 全 国 計

(単位:千円)

																		課税標準	額の)内	訳		٦
	種					**	頁		決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)		以 外		\$ 0°.	
市	構			築				物			595,78	31,284			5	72,989),229	22,777,543			550	,211,686	,
町村長	機	械		及	び	岩	专	置			330,26	53,283			3	29,267	7,873	2,123,891			327	,143,982	,
長が	船							舶			63,00)4,937				31,810),414	27,640,837			4	,169,577	,
が価格等を決定したも	航			空	•			機			3	37,626				37	7,626	_				37,626	;
等を対	車	両	及	び	ž	重	搬	具			11,67	70,772				11,666	5,588	4,183			11	,662,405	;
定し	エ	具·	器	具	及	び	備	П			227,93	32,416			2	27,892	2,231	78,328			227	,813,903	;
	調	· · ·						額				1					1	_				1	
0	小							(>)			1,228,69	90,319			1,1	73,663	3,962	52,624,782			1,121	,039,180	,
法関	総務	務大臣が価格等を決定し、配分したも)の			2,35	58,509				2,059	9,096	_				-	
法関 第 三八	道府	府県知事が価格等を決定し、配分したも						50			2,23	37,392				1,910),856	_				-	-
九条係	小			計				(二)			4,59	95,901				3,969	9,952	_				-	
法第7	743 条 定した	(1)						各等 (ホ)				_					-	_				-	-
合				計		(2)) + (二) +	- (壮)			1,233,28	36,220			1,1	77,633	3,914	_				-	
同上	市	計 第1項の規定により道府県知事が価 もの										-			1,1	77,633	3,914	_				_	
同上内訳	道	府	ļ	県	分	0	り	額				-					_	_				_	

(2) 大都市計

																							(4-1-	7. 十	<u> </u>
																		課税標	準	額	0)	内	訳		
	種						類		決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特例規の適用を受けるも		(1)	以	外	Ø	•	カロ)
市	構			築				物			197,42	20,197			1	97,368	3,743	53,7	754				197,	314,98	,9
町村	機	械	,	及	び		装	置			62,14	14,204				62,137	,884	7,5	763				62,	130,12	1
町村長が	船							舶			2,74	17,711				1,685	5,174	1,063,9)24					621,25	,0
価格等を決定し	航			空				機				2,104				2	2,104		-					2,10	4
寺を沖	車	両	及	び		運	搬	具			52	26,269				526	5,269		-					526,26	,9
定し	工	具 ·	器	具	及	び	備	品			63,84	13,076				63,840),208	13,6	579				63,	826,52	9
たも	調			整				額				_					-		-						-
0	小			計				(11)			326,68	33,561			3	325,560),382	1,139,1	.20				324,	421,26	2
法関第	総務	が大臣が	価格等	等を決:	定し	、配:	分した	260				9,549				4	,774		-						-
第三八	道府	道府県知事が価格等を決定し、配分したも <i>の</i>						たもの				-					-		-						-
九条係	小							(二)				9,549				4	,774		-						-
法第7を決定	743 条 Eした	3条第1項の規定により道府県知事が価格等 たもの (2						斯格等 (ホ)				-					-		-						-
合		計 (/ ヽ) + (二) +						三) + (斗)			326,69	93,110			3	325,565	5,156		-						-
同上	市	町	1	村	分		の	額				-			3	325,565	5,156		-						-
上内訳	道	府	ļ	県	分		0)	額				-					-		-						-

																						(平)	7.:十円
																		課税標準	額	の	内	訳	
	種						類		決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(1)	以	外	0	も の (ロ)
市	構			築				物			286,50)5,724			2	81,564	1,855	4,964,618				276,	600,237
町	機	械	-	及	び		装	置			166,04	13,474			1	65,456	5,855	1,780,469				163,	676,386
村長が価格等を決定し	船							舶			34,48	33,236				17,081	1,025	14,820,343				2,	260,682
仙 格	航			空				機			2	21,400				21	1,400	_					21,400
寺を決	車	両	及	び	-	運	搬	具			4,73	32,483				4,730),818	1,664				4,	729,154
定し	工	具・	器	具	及	び	備	口口			132,97	6,987			1	32,949	9,651	55,164				132,	894,487
たも	調			整				額				-					-	_					-
の	小										624,76	53,304			6	01,804	1,604	21,622,258				580,	182,346
法関第	総務	総務大臣が価格等を決定し、配分した。 道府県知事が価格等を決定し、配分した						こもの			1,33	33,467				1,269	9,767	_					-
第三八	道府	道府県知事が価格等を決定し、配分したも						たもの				3,461				1	1,731	_					-
九条係	小							(二)			1,33	36,928				1,271	1,498	_					-
法第7	743 条 定した	日3条第1項の規定により道府県知事が価格を したもの						断格等 (ホ)				-					-	_					-
合		計 (ハ)+(二)									626,10	00,232			6	03,076	5,102	_					-
同上	市	町	1	寸	分		0)	額				_			6	03,076	5,102	_					-
上内訳	道	府	ļ	具	分		0)	額				_					_	_					_

(4) 町 村 計

																								(1-	7. 十円
																		課税	標	準 奢	— 頁	の	内	訳	
	種						類		決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特の適用を受け	るも	. (.	ሰ)	以	外	Ø	\$ O)
市	構			築				物			111,8	55,363				94,05	5,631	1'	7,759,1	71				76,	296,460
町	機	械		及	び		装	置			102,0′	75,605			1	101,67	3,134		335,6	59				101,	337,475
村長が	船							舶			25,7'	73,990				13,04	4,215	1:	1,756,5	70				1,	287,645
価格等を決定したも	航			空				機				14,122				14	4,122			-					14,122
を決	車	両	及	び	ž	重	搬	具			6,4	12,020				6,40	9,501		2,5	19				6,	406,982
 	工	具・	器	具	及	び	備				31,1	12,353				31,102	2,372		9,4	85				31,	092,887
	調			整				額				1					1			-					1
0	小			計				(11)			277,2	43,454			2	246,298	8,976	29	9,863,4	04				216,	435,572
法関第	総務							こもの			1,0	15,493				78	4,555			-					-
第三八	道府	府県知事が価格等を決定し、配分した						たもの			2,23	33,931				1,90	9,125			-					-
九条係	小							(=)			3,2	49,424				2,693	3,680			-					-
法第7	743 条 定した	条第1項の規定により道府県知事が値たもの						西格等 (ホ)				-					-			-					-
合		計 (2)+(3						二) + (ホ)			280,49	92,878			4	248,992	2,656			-					-
同上内訳	市	町	7	村	分		の	額				-			2	248,992	2,656			-					-
内	道	府	ļ		分		の	額				-					-			-					-

																					(1 12	<u> </u>	•/
																	課税標準	額	の	内	訳		
	種					類		決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(1)	以	外	0	₹ 0	
市	構			築			物			17,479,7	09,092			16,9	86,862	2,515	372,056,277			1	6,614,	,806,23	3
	機	械	-	及	び	装	置			41,061,2	29,107			40,1	34,134	4,002	799,093,279			3	9,335,	,040,72	3
長が	船						舶			331,1	30,662			1	93,694	,049	113,757,275				79,	,936,77	ł
が価格等を決定したも	航			空			機			25,0	47,953				24,723	3,074	649,758				24,	,073,31	;
寺を決	車	両	及	び	運	#	股 具			459,9	11,716			4	50,701	,129	7,358,554				443,	,342,57	;
定し	工	具 ·	器	具	及	び	備 品			16,951,8	23,487			16,9	09,617	7,812	84,324,120			1	6,825,	293,692	2
	調			整			額			1,8	47,261				1,847	,261	_				1,	847,26	Ĺ
0	小			計			(>)			76,310,6	99,278			74,7	01,579),842	1,377,239,263			7	3,324,	,340,579)
法関第	総務	大臣が	価格等	等を決	定し、	配分し	したもの			43,136,2	11,176			37,2	28,599),693	_						-
法関第三八.	道府	府県知事が価格等を決定し、配分したも								2,286,2	09,061			1,7	98,503	3,395	_						-
九条係	小			計			(=)			45,422,4	20,237			39,0	27,103	3,088	_						-
法第7を決分	743 条 定した	条第1項の規定により道府県知事が価格等 たもの (対								336,0	29,362			3	30,391	,423	_						-
合				計		(1)	+ (二) + (赤)			122,069,1	48,877			114,0	59,074	,353	_						-
同上内訳	市	町	7	村	分	の	額				-			113,3	78,142	2,289	_						-
内訳	道	府	ļ		分	の	額				_			6	80,932	2,064	-					-	-

(2) 大都市計

																		·					4 . 11	
																		課税標準	額	の	内	訳		
	種					類	Ĭ.		決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(1)	以	外	Ø	\$ 0 (t	
市	構			築				物			5,776,34	46,776			5,6	51,257	7,856	98,982,929				5,552,	274,92	7
町村長	機	械		及	び	装	Ę	置			6,864,17	75,525			6,5	81,474	1,612	280,803,070				6,300,	671,54	2
長が	船							舶			89,45	58,086				56,363	3,436	31,529,613				24,	833,82	3
が価格等を決定したも	航			空				機			6,3	17,013				6,288	3,971	56,084				6,	232,88	7
寺を決	車	両	及	び	運	į	搬	具			105,20	02,432			1	00,157	7,138	3,506,682				96,	650,45	3
定し	工	具 · 器 具 及 び 備 整						묘			6,331,22	28,019			6,3	07,934	1,026	64,410,607				6,243,	523,41	Э
	調	整						額			1,50	09,984				1,509	9,984	_				1,	509,98	1
0	小	計						(>)			19,174,23	37,835			18,7	04,986	5,023	479,288,985			1	8,225,	697,03	3
法関第	総務	*** 務大臣が価格等を決定し、配分した*						の			8,838,59	93,536			7,8	35,987	7,428	_						-
法関 第 三八	道府	県知事な	が価格	各等を決	央定し、	配分	うしたも	の			271,1	15,747			2	40,897	7,651	_						-
九条係	小			計				(二)			9,109,70	09,283			8,0	76,885	5,079	_						-
法第7 を決分	743 条 Eした	第1項の もの)規定	により	道府県	具知事	が価格	・ (ホ)				-					-	_						-
合				計		(21)) + (=) +	(半)			28,283,94	47,118			26,7	81,871	1,102	_						-
同上内訳	市	町	7	村	分	Ø,		額				-			26,7	81,871	1,102	_						-
内訳	道	府	ļ		分	Ø,		額				_					-	_						-

																						(半五	7:十円	1)
																		課税標準	額の)	内	訳		
	種						類		決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(1) J	以	外	Ø	\$ 0) (U	
市	構			築				物			9,774,3	56,028			9,4	67,279),823	210,526,908				9,256,	752,915	;
町	機	械	-	及	び		装	置			28,268,42	23,932			27,7	14,060),082	422,731,620			2	7,291,	328,462	2
村長が価格等を決定し	船							舶			195,89	97,311			1	11,311	1,231	66,586,853				44,	724,378	3
仙 格	航			空				機			14,49	97,652				14,489	9,159	16,986				14,	472,173	}
· 守を ・ 決	車	両	及	び		運	搬	具			287,39	91,405			2	83,350),123	3,765,124				279,	584,999	,
定し	工	具・	器	具	及	び	備	口口			9,235,53	30,715			9,2	23,196	5,419	15,115,796			9	9,208,	080,623	3
たも	調	型 整									33	37,277				337	7,277	_					337,277	,
0	小) 計									47,776,43	34,320			46,8	14,024	1,114	718,743,287			4	5,095,	280,827	,
法関第	総務	総務大臣が価格等を決定し、配分したも						こもの			24,293,3	31,992			20,7	54,963	3,119	_					-	-
第三八	道府	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの						たもの			1,214,4	70,964			8	80,587	7,748	_					-	-
九 条係	小	• •						(=)			25,507,80	02,956			21,6	35,550),867	_					-	-
法第7	743 条 定した	43条第1項の規定により道府県知事が価格等したもの (オ										-					-	_					-	-
合		計 (/ ヽ) + (二) +									73,284,23	37,276			68,4	49,574	1,981	_					-	-
同上	市	町	1	寸	分		の	額				-			68,3	60,578	3,852	-					-	.
上内訳	道	府	ļ	具	分		0)	額				-				88,996	5,129	_					_	-

(4) 町 村 計

																				\ I	1 <u>7</u> . • 1	. 1 4/
																	課税標準	額の	内	訳		
	種					類		決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(1) E	、 外	Ø	ŧ	の (ロ)
市	構			築			物			1,929,0	06,288			1,8	68,32	4,836	62,546,440			1,805	5,778,3	396
町村長	機	械		及	び	装	置			5,928,6	29,650			5,8	38,599	9,308	95,558,589			5,743	3,040,7	719
長が	船					舶			45,7	75,265				26,019	9,382	15,640,809			10),378,5	573	
が価格等を決定したも	航			空			機			4,2	33,288				3,94	4,944	576,688				3,368,2	256
寺を決	車	両	及	び	運	搬	具			67,3	17,879				67,19	3,868	86,748			67	7,107,1	120
定し	工									1,385,0	64,753			1,3	78,48′	7,367	4,797,717			1,373	3,689,6	550
	調			整			額				-					_	_					_
0	小			計			(>\)			9,360,0	27,123			9,1	82,569	9,705	179,206,991			9,003	3,362,7	714
法関第	総務	大臣が	価格等	り を決	定し、i	配分し	たもの			10,004,2	85,648			8,6	37,649	9,146	_					_
法関第三八	道府	県知事な	が価格	各等を決	央定し、	配分し	たもの			800,6	22,350			6	77,01	7,996	_					-
九 条係	小			計			(=)			10,804,9	07,998			9,3	14,66	7,142	_					-
法第7	743 条 定した	第1項の もの	規定	により	道府県	知事が	価格等			336,0	29,362			3	30,39	1,423	_					-
合				計		(/ \) +	(二) + (未)			20,500,9	64,483			18,8	27,62	8,270	_					-
同上内訳	市	町	7	村	分	の	額				-			18,2	35,692	2,335	_					-
内 訳	道	府	ļ		分	0)	額				_			5	91,93	5,935	_					-